諮問番号：令和３年度諮問第５２号

答申番号：令和４年度答申第　８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年４月２６日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）本件処分の通知書に記載されている却下理由に「賃貸住宅の場合、原状回復費用は賃貸契約時に支払った保証金で賄うべきものであるため、生活保護の扶助費として支給することができません。」と記載されているが、処分庁から受領した「生活保護のしおり」には住んでいる住宅の修理が必要な場合と書かれており、賃貸住宅の場合、保証金で賄うべきものとは書かれていない。

また、審査請求人が居住する借家（以下「本件住居」という。）の賃貸借契約書（以下「賃貸借契約書」という。）の第２条には「乙〔賃借人〕は賃貸借保証金として、金壱拾萬円を甲〔賃貸人〕に差し入れ、賃借物件〔本件住居〕明渡完了後、一カ月以内に金壱拾萬圓引を以って返却し精算金ある時は、これと差引勘定する。（後略）」とあり、賃貸借契約書には確かに賃借保証金として金１０万円と記載されているが、本件住居の明渡完了後金１０万円引なので差引き０円となる。

賃貸借契約書の第２条のことを管理会社の担当者に確認を取ったところ、礼金扱いという回答であったので賃借保証金では賄うことはできず、さらに、審査請求人が賃貸借契約書と一緒に処分庁に提出している重要事項説明書には礼金と記載されている。

（２）本件処分の通知書に記載されている却下理由に「さらに壁に空けた穴は○○様〔審査請求人〕の過失により」と記載されているが、審査請求人は○○○○○○等色々な障害を患っており、当時、呼吸困難から○○○○○○になり苦しんでいるとき、扇風機のコードに足をとられそのまま壁にぶつかり穴をあけてしまった。

このことは担当ケースワーカーにも伝えたが、不慮の事故とはとられず過失扱いにされた。

また、弁護士に相談した時も「事故でしょう。」との回答を得ている。

（３）壁に空いた穴はベランダ横の壁の為、紙を貼りカレンダーを掛けているが冬場は特に寒く室内は一層冷え込む。

（４）以上のとおり、本件処分は不当であり、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人から申請のあった本件住居の壁にあけた穴の原状回復費（住宅維持費）について、賃貸住宅の場合、原状回復費用は賃貸契約時に支払った保証金で賄うべきものであるため、生活保護費として支給することができず、審査請求人の場合は、賃貸契約時に賃借保証料を支払っており、さらに壁にあけた穴は審査請求人の過失により毀損したものであるとして本件処分を行ったことが認められる。

　　　審査請求人が、本件住居の壁にあけた穴について、将来部屋を出る時に請求される可能性があるとして補修費用の支給を求めていたことからすると、賃貸家屋における原状回復費用として支給の可否について検討を行った処分庁の判断に誤りは認められない。

本件において、審査請求人が賃貸契約時に支払った保証金で原状回復費用が賄えるかどうかについては疑義があるものの、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問７の１１７（答）のとおり、賃貸家屋において原状回復費用の支給が認められるのは、契約時において敷金を支払っておらず、転出時に原状回復費用を請求された場合であるところ、本件は将来部屋を出る時に請求される可能性があるとして支給を求めたものであり、現に家主から原状回復を求められている事実は事件記録からは確認できず、審査請求人からの主張もないことから、本件処分の時点において、審査請求人の需要が発生していたとは認められない。

（２）以上のとおり、本件処分に至る判断の過程に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年３月　８日　　諮問書の受領

令和４年３月１０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月２４日

　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：３月２４日

令和４年３月２４日　　審査請求人の主張書面等（以下「主張書面等」とい

　　　　　　　　　　う。）の受領（令和４年３月２３日付け）

令和４年４月２８日　　第１回審議

令和４年５月２６日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１４条は、住宅扶助について、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「１　住居」、「２　補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

（２）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の４（１）カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、（中略）特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、（中略）特別基準額に３を乗じて得た額の範囲内において、（中略）必要な額を認定して差し支えないこと。（後略）」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

（３）局長通知第７の４（２）アは、「保護の基準別表第３の１の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。」と記している。

（４）問答集問７の１１７（答）は、賃貸家屋からの転出に当たり原状回復費用の請求を受けた場合について、「アパート等賃貸家屋の原状回復については、民法第６０６条の規定により賃貸人がその義務を負うこととされている。また、賃貸借契約の特約により、賃借人に原状回復費用が求められる場合があるが、その費用は契約時に支払った敷金（名称の異なる同様の趣旨のものもを含む）で賄うべきものである。すなわち、住宅維持費として対応が可能な需要について、あらかじめ敷金として支払っていると解することができる。このため、改めて住宅維持費を適用することはできない。ただし、契約時において敷金を支払っておらず（入居時に局〔局長通知〕第７の４の（１）のカにより礼金・手数料等は支給しているが敷金を支給していない場合を含む。）、転出時に原状回復費用を請求された場合については、次のいずれにも該当する場合に限り、必要最小限の額を住宅維持費として認定して差し支えない。認定額については、局第７の４の（２）のアに定める額の範囲内であり、かつ、局第７の４の（１）のカに定める額（入居時に局第７の４の（１）のカにより礼金・手数料等を支給している場合は、すでに支弁した礼金・手数料等の額を除いた額）を上回らない額とする。

（１）原状回復につき特約があること

（２）原状回復の範囲が、社会通念上、真にやむを得ないと認められる範

　　囲であること

（３）故意・重過失により毀損した部分の修繕ではないこと」

と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び主張書面等によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２５年２月２０日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

同日、審査請求人が処分庁に提出した賃貸借契約書の写しには、「第２条　乙は賃借保証金として、金壱拾萬圓を甲に差し入れ、賃借物件明渡完了後、一カ月以内に金壱拾萬圓引を持って返却し、精算金ある時は、これと差引勘定する。但し、賃借中は保証金を賃借料に充当する事は出来ない。」と記載されている。

審査請求人が、賃貸借契約書と一緒に処分庁に提出したとして、当審査会に提出した「重要事項説明書」には、保証金・敷金等の欄に「礼金　￥１００，０００」と、敷金等の清算に関する事項欄に「（前略）借主から貸主に支払われた礼金又は退去時の解約金は、本契約が終了しても返還されません。」と記載されている。

（２）平成２９年７月４日、審査請求人は処分庁を訪れた。

同日のケース記録票には、「主〔審査請求人〕来所。先日、交付された「保護のしおり」を読んだうえ、受領したとの事で、「受取書」持参。提出あり。（中略）壁の穴の補修費について　経年劣化による、住居の劣化であれば、賃貸借契約に基づき、家主が負担するものと思われるが、自身での故意・過失によるものであれば、責任は自己に帰属するものと思われる。ＷＯ〔処分庁〕の扶助対象ではない。（後略）」と記載されている。

（３）平成３０年４月５日、審査請求人は、処分庁に対して、本件住居の壁の補修費用を求める保護開始（変更）申請書（以下「本件申請書」という。）を提出した。

本件申請書には、「保護を申請する理由　部屋の壁に空いた穴は発作症状が起きてふらつき扇風機のコードに足を引っかけ転びひじで壁に穴が空いた補修分が将来部屋を出る時請求される可能性があるので。」と記載されている。

同日のケース記録票には、「主来所。（中略）部屋に開いた穴の補修費用の申請に来た。補修費用については、家主が部屋の更新を拒否しているので、いずれ出て行かなければならない。その時にお金がないと思うので、補修費用を出して欲しいとの事。（後略）」と記載されている。

（４）平成３０年４月１８日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日のケース診断会議記録票には、問題点の欄に「（前略）③壁の修理費用について」と、ケースワーカー意見の欄に「（前略）③については、自己責任であり住宅維持費の対象とならない。（後略）」と、結論の欄に「（前略）③壁の修理費用について　賃貸契約時に入居保証金を支払っている。別冊問答集問７－１１７によると原状回復費用については契約時に支払った敷金（入居保証金も含む）で賄うべきであるとなっているため、原状回復費用は支給できない。さらに、遡及支給可能期間が経過しているため申請却下する。（後略）」と記載されている。

（５）平成３０年４月２６日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

本件処分の通知書の却下の理由の欄には、「現住居の壁に空けた穴の原状回復費用（住宅維持費）について、賃貸住宅の場合、原状回復費用は賃貸契約時に支払った保証金で賄うべきものであるため、生活保護の扶助費として支給することができません。したがって、○○様〔審査請求人〕の場合は、賃貸契約時に賃借保証料を支払われており、さらに壁に空けた穴は○○様の過失により毀損したものであるため、保護の申請を却下します。」と記載されている。

（６）平成３０年７月２８日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）前記２（３）、（４）のとおり、処分庁は、審査請求人から申請のあった現住居の壁にあけた穴の原状回復費（住宅維持費）について、賃貸住宅の場合、原状回復費用は賃貸契約時に支払った保証金で賄うべきものであるため、生活保護費として支給することができず、審査請求人の場合は、賃貸契約時に賃借保証料を支払っており、また、壁にあけた穴は審査請求人の過失により毀損したものであるとして、本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、前記第２の１（３）のとおり、現に修繕を必要としていると解することができる主張を行っているが、これは当審査会宛ての主張書面においてなされた追加の主張であり、あくまでも本件においては、前記２（３）の本件申請書に記載されているように、審査請求人は、本件住居の壁にあけた穴について、将来部屋を出る時に請求される可能性があるとして補修費用の支給を求めたものであるとみるのが相当である。

（３）そうすると処分庁が、賃貸家屋における原状回復費用として、転出時に生じうる支給の可否について検討を行ったことに判断の誤りは認められない。

（４）本件処分の通知書に記載された理由のうち、原状回復費用は賃貸契約時に支払った保証金で賄うべきという理由については、前記２（１）のとおり、賃貸借契約書には、本件住居の明渡時における賃借保証金額と同額引が規定されており、審査請求人から提出された重要事項説明書には、礼金と記載されていることから、本件において、審査請求人が賃貸契約時に支払った保証金で、原状回復費用が賄えるかどうかについては疑義のあるところである。

また、壁にあけた穴は審査請求人の過失によるものであるという理由については、前記１（４）の問答集問７の１１７に照らせば、審査請求人の故意又は重過失でない限り、将来の転出時における原状回復費用の請求権が否定されるものではないと解される。

（５）しかしながら、問答集問７の１１７によれば、賃貸家屋において原状回復費用の支給が認められるのは、契約時において敷金を支払っておらず、転出時に原状回復費用を請求された場合と解されるところ、処分庁は、弁明書において、転出にあたって賃貸人から原状回復費用が請求されているわけでもないとも主張する。この点についてみると、前記（２）のとおり、審査請求人は、将来、本件住居を転出する時に請求される可能性があるとして補修費用の支給を求めたものであり、現に家主から原状回復を求められている事実は事件記録からは確認できず、審査請求人からの当該事実を裏付けるような主張もないことから、本件処分の時点において、当該補修費用について、審査請求人の需要が発生していたとは認められない。

（６）以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

　　　したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子